

令和元年10月1日から

満3歳から5歳までの幼稚園を利用する子供たちの
利用料が**無償化**されます。

① 幼稚園利用料

- **幼稚園を利用する満3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
- 月額上限25,700円まで無償化されます。(幼稚園利用料の月額は保育料と月割りした入園料の合算です。)
- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までの期間です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費など保護者が実費負担する経費は、無償化の対象外となります。
- 無償化となるために「子育てのための施設等利用給付認定(1号認定)」が必要になります。

② 預かり保育利用料

- **幼稚園の預かり保育を利用する(利用する予定)の子供たちで、「保育の必要性」を認定された場合に預かり保育料が無償化されます。**
- 利用日数に応じて、最大月額11,300円まで無償化されます。
- 無償化となるために「子育てのための施設等利用給付認定(2号3号認定)」が必要になります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)が必要になります。

③ 副食費

- **年収360万円未満相当世帯の子供たちと小学校3年生までの兄・姉から数えて第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が補助されます。**
- 月額上限4,500円まで補助されます。

幼稚園の利用料が無償化となるために 施設等利用給付認定(1号・2号・3号)が必要です。

①幼稚園利用料

全ての世帯が無償化の対象

月額上限25,700円まで
(実際に園に支払った利用料が上限額より少ない場合は支払った額が無償化されます)

上限を超える分
は本人負担

②預かり保育利用料

Q 1 幼稚園の預かり保育を利用(予定)していますか?

いいえ

はい

Q 2 「保育の必要性」の事由のいずれかに該当しますか?
(次のページの一覧参照)

いいえ

はい

1号認定のための手続き (幼稚園利用料が無償化)

月額上限
25,700円まで

預かり保育を利用することはできます。
但し、全額本人負担になります。

2号・3号認定のための手続き (幼稚園利用料と預かり保育料が無償化)

月額上限
25,700円まで

月額上限 11,300円(2号)
16,300円(3号)
(450円×利用日数)

2号: 満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過している子供

3号: 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供で市民税非課税世帯の子供(3号認定については、市民税非課税世帯ではない場合、1号認定になります。)

提出書類

子育てのための施設等
利用給付認定・変更申
請書(法第30条の4
第1号)

提出書類

子育てのための施設等
利用給付認定・変更申
請書(法第30条の4
第2号・第3号)

※保育の必要性を確認
するための書類を添付
(就労証明書・母子手
帳の写しなど)

「保育の必要性」の事由と証明する書類

※ 2号・3号認定を希望する方は以下の事由のいずれかに該当するかどうか事前に確認してください。

事由	父	母
① 就労 (月 52 時間以上)	・ 就労・復帰(予定)証明書	・ 就労・復帰(予定)証明書
	・ 内定通知書(勤務時間等、雇用形態の分かる書類)または就労・復帰(予定)証明書	・ 内定通知書(勤務時間等、雇用形態の分かる書類)または就労・復帰(予定)証明書
	・ (就労後)就労・復帰(予定)証明書を提出	・ (就労後)就労・復帰(予定)証明書を提出
② 妊娠・出産		・ 母子手帳(出産予定日の分かる書類)
③ 疾病・障害	・ 診断書または身体障害者手帳等のコピー	・ 診断書または身体障害者手帳等のコピー
④ 介護・看護	・ 診断書または身体障害者手帳等のコピー	・ 診断書または身体障害者手帳等のコピー
	・ 申立書	・ 申立書
⑤ 災害復旧	・ 罹災証明書	・ 罹災証明書
⑥ 求職活動	・ ハローワークカードのコピー	・ ハローワークカードのコピー
	・ 誓約書	・ 誓約書
⑦ 就学	・ 在学証明書	・ 在学証明書
	・ 在学期間の分かる書類	・ 在学期間の分かる書類
⑧ 育児休業	・ 就労・復帰(予定)証明書	・ 就労・復帰(予定)証明書
⑨ その他 (虐待やDVの恐れがある)	※ ご相談ください。	

【注意事項】

* 事由の内、②③⑥⑧は認定期間が限定されます。

②：出産予定日から起算して産前6週の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで。

③：診断書は美濃加茂市独自の様式があり、その中に記載されている「今後の治療期間」が満了する日まで。

⑥：90日(90日以内に就労証明書の提出がない場合は、認定が満了し取り消されます。)

⑧：育児休業に係る子供が満1歳に達する日の属する月の末日まで。(但し、年長児の場合は小学校就学前までとする)

※ 「就労・復帰(予定)証明書」「診断書」「申立書」「誓約書」は、市の様式がありますので、教育委員会に取りに来て頂くか、市のホームページからダウンロードしてください。

それ以外の証明書は、保護者様で用意してください。

※ 兄弟姉妹で幼稚園に入園する場合など、複数の証明書が必要な場合は、1部原本、1部コピーで構いません。

問い合わせ先：美濃加茂市教育委員会 学校教育課 TEL:0574-25-2111 (内線 465)